平成27年第1回江北町議会(定例会)会議録															
招集年月日	平成27年3月10日														
招集場所		江 北	〕 町	町 議 場											
開散会日時及び宣言	開議閉会	274 274				F前 9 時 F前 9 時44分			議	長	武富		久		
応 (不応) 招議 員及び出席並び	議席番号		氏	名		出	分	議席番号		氏	ì	名		出	分
に欠席議員	1	田	中	宏	之		0	6	吉	畄		隆	幸	(0
出席 10名 欠席 0名	2	大	喂	敏	弘		0	7	土	渕		茂	勝	(\circ
〇 出席	3	井 .	Ŀ	敏	文		\circ	8	古	貨	1		戍	(\circ
× 欠席 △ 不応招	4	坂	井	正	隆		0	9	西	原		好	文	(\circ
▲ 公務出張	5	池	田	和	幸		0	10	武	富	•		久	(\circ
会議録署名議員	5番 池		田和幸		6	3番		岡隆幸		7	番土渕		茂勝		
	町	長	田	中	源	_	0	町民	課 長		平	JII	智	敏	0
地方自治法	副町	「 長	Щ	中	秀	夫	0	環境	課 長	:	谷	口		学	\circ
第121条により	教 育 長		赤坂			章	0	産業課長		,	川久保 義		文	0	
説明のため出席	総務企画課長		田	中	盛	方	0	教育課長	長補佐	;	納	富	智	浩	0
した者の職氏名	建設課長		柴	田	敏	彦	0	会計	室 長	;	構	П	進	洋	0
	福祉	課長	北	島		博	0	こども応	援課長		Щ	下	栄	子	0
職務のため議場に出席	議会事	務局長	武	富	利	夫		ı		1					1
した者の職氏名	書記		古賀ケイ			子									
議事日程	別紙のとおり														
会議に付した事件	別紙のとおり														
会議の経過	別紙のとおり														

議事日程表

▽平成27年3月20日

1221 - 0 1	120 H	
日程第1	委員長報告	
日程第2	議案第1号	江北町防災広場の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第3	議案第2号	江北町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特 例に関する条例の制定について
日程第4	議案第3号	江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について
日程第5	議案第4号	江北町行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第5号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する 条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第6号	江北町特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例について
日程第8	議案第7号	江北町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例 について
日程第9	議案第8号	江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第9号	上小田住宅建設工事(建築)工事請負契約の一部変更について
日程第11	議案第10号	上小田住宅建設工事(機械設備)工事請負契約の一部変更について
日程第12	議案第11号	上小田住宅建設工事(電気設備)工事請負契約の一部変更について
日程第13	議案第12号	平成26年度江北町一般会計補正予算(第5号)
日程第14	議案第13号	平成26年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第3号)
日程第15	議案第14号	平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第16	議案第15号	平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第17	議案第16号	平成27年度江北町一般会計予算
日程第18	議案第17号	平成27年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予 算
日程第19	議案第18号	平成27年度江北町国民健康保険事業特別会計予算

日程第20 議案第19号 平成27年度江北町後期高齢者医療特別会計予算

日程第21 議案第20号 平成27年度江北町水道事業特別会計予算

日程第22 議案第21号 平成27年度江北町下水道事業特別会計予算

日程第23 議案第22号 平成26年度江北町一般会計補正予算 (第6号)

日程第24 発議第1号 江北町議会委員会条例の一部を改正する条例について

午前9時 開議

〇武富 久議長

ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成27年第1回江北町議会定例会会期11 日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は委員長報告、討論、採決となっておりますが、ただいま発議第1 号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、発議第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。 暫時休憩いたします。

午前9時1分 休憩午前9時5分 再開

〇武富 久議長

再開いたします。

発議第1号を上程いたします。職員をして議案を朗読させます。武富局長。

〇議会事務局長 (武富利夫)

(朗読省略)

〇武富 久議長

朗読は終わりましたので、発議第1号の趣旨説明を求めます。西原好文君の御登壇を願います。

〇西原好文議員

おはようございます。まず、趣旨説明に入る前に、提出者といたしまして資料に不備がありましたことをおわび申し上げて、発議第1号 江北町議会委員会条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を申し上げます。

発議第1号の江北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてでありますが、さきの 第186回通常国会で教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者「新教育長」を置くこと などを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、 地方自治法第121条「長及び委員長等の出席義務」が改正されたことから、江北町議会委員 会条例第17条の中、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めることから、 江北町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

以上です。

〇武富 久議長

発議第1号の趣旨説明が終わりました。

では、議事日程により、逐次、議案の審議に入ります。

日程第1 委員長報告

〇武富 久議長

日程第1.委員長報告を議題といたします。

会期3日目に各委員会に付託しました議件に関し、各委員長の審査報告を求めます。総務 常任委員長古賀戍君。

〇古賀 戍総務常任委員長

皆さんおはようございます。総務常任委員会委員長報告をいたします。

今期3月議会定例会会期3日目の3月12日、私たち総務常任委員会に付託になりました諸 事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第1号 江北町防災広場の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第2号 江北町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議案第3号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について、議案第4号 江北町行政手続条例の一部を改正する条例について、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 江北町特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例について、議案第7号 江北町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条

例について、議案第12号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第5号)の歳入全部と歳出のうち、款1.議会費、款2.総務費、款3.民生費、款4.衛生費のうち項1.保健衛生費の目1.保健衛生総務費、目2.予防費、款9.消防費、款10.教育費、款12.公債費、議案第22号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第6号)。

以上の付託事件について、3月19日、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を 求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第2号、議案第5号、議案第 6号、議案第7号、議案第12号については賛成多数で、その他の議案は全員賛成であり、 よって付託事件全て可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。終わります。

〇武富 久議長

次に、産業常任委員長池田和幸君。

〇池田和幸産業常任委員長

おはようございます。それでは、委員長報告をいたします。

今期3月議会定例会会期3日目の3月12日、私たち産業常任委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告します。

付託事件、議案第8号 江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第9号 上小田住宅建設工事(建築)工事請負契約の一部変更について、議案第10号 上小田住宅建設工事(機械設備)工事請負契約の一部変更について、議案第11号 上小田住宅建設工事(電気設備)工事請負契約の一部変更について、議案第12号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第5号)歳出のうち、款4.衛生費のうち項1.保健衛生費の目3.環境衛生費、項2.清掃費、款6.農林水産業費、款8.土木費、議案第13号 平成26年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第3号)、議案第14号 平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算(第3号)、議案第15号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)。

以上の付託事件について、3月19日、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を 求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、全議案とも原案どおり異議なく全 員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

〇武富 久議長

続きまして、予算特別委員長古賀戍君。

〇古賀 戍予算特別委員長

予算特別委員会委員長報告をいたします。

今期3月議会定例会会期3日目の3月12日、私たち予算特別委員会に付託になりました諸事件について、会議規則第38条の規定により、審査の結果を報告いたします。

付託事件、議案第16号 平成27年度江北町一般会計予算、議案第17号 平成27年度江北町 無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予算、議案第18号 平成27年度江北町国民健康保 険事業特別会計予算、議案第19号 平成27年度江北町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 20号 平成27年度江北町水道事業特別会計予算、議案第21号 平成27年度江北町下水道事業 特別会計予算。

以上の付託事件について、3月13日、16日、18日の3日間、全委員出席のもと、執行部から各関係職員の出席を求め、詳細なる説明と質疑応答を経て、慎重審査の結果、議案第16号、議案第18号、議案第19号、議案第20号については賛成多数で、その他の議案は全員賛成であり、よって付託事件全て可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会委員長報告といたします。終わります。

〇武富 久議長

各委員長の審査報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

では、本日の議事日程により、逐次、討論、採決をいたします。

日程第2 議案第1号

〇武富 久議長

日程第2. 議案第1号 江北町防災広場の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長の報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第1号 江北町防災広場の設置及び管理に関する条例 の制定については、原案どおり可決と決しました。

日程第3 議案第2号

〇武富 久議長

日程第3. 議案第2号 江北町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例 に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

江北町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例案に反対の 意見を述べます。

昨年の6月に、政府・安倍政権は、教育制度を定める法律、地方教育行政法の改定を強行いたしました。それに基づいて、町は教育委員会に関する新たな条例案や一部を改訂する条例案を、今回、提出いたしました。

同時に、経過措置として現行法のもとで選出された体制は、任期が続く限り、以前の法律 のとおり教育委員長もそのまま継続することとなります。

もともと教育委員会は、戦後、国家や行政が教育に介入しない歯どめとして、住民自治の 組織として出発をいたしました。しかし、現実には国、県の方針どおりの教育意思が強まり、 保護者、住民の期待に応えられなくなり、政府はそれを機に廃止の方向を目指しましたが、 広範な人々の反対で教育委員会は残りました。

制度は残しましたが、首長、行政の関与などを強めるものとなってきております。1つは 町長任命の新教育長、2つ目は町長の教育大綱制定権、3つ目は総合教育会議、町長と教育 委員会との協議などです。

これまでの行政の主な仕事は教育条件の整備でした。今回の改定で、教育内容にまで国や町が介入してくることを懸念いたしております。

以上の理由で反対をいたします。

同時に、教育委員会の制度は残されました。住民の悩みや要求を取り上げて活動する住民 自治の機関としての改革、活性化をさせることを求めます。

また、教育委員会の独立性、自主性を損なう可能性のある3つの仕組みが妨げにならないよう配慮を求めます。

以上です。

〇武富 久議長

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。3番井上君。

〇井上敏文議員

おはようございます。議案第2号 江北町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する 義務の特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

今回、上程された条例の制定については、平成26年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴うものであります。この法律の改正は、教育行政において、児童・生徒のいじめによる自殺事案など、日々変化するさまざまな教育の問題について、これまで迅速に対応ができていないといったことなどが指摘されており、このことについて抜本的な改革を行うため、国により議論が重ねられ、この法案が成立しております。

この法律の改正の趣旨としては、教育の政治的中立、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携を図ることなどにより、地方教育行政制度の改革を行うものであります。また、この責任体制の明確化として教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、いわゆる「新教育長」を置き、首長が議会の同意を得て任命するとしております。さらに教育大綱の制定については、教科書採択の方針や教職員の人事異動等の基準は従来どおり教育委員会で定めることとなっており、首長の関与が強まることが懸念されるということでありますが、これまでの教育委員会の運営については従来と何ら変わることはありません。

今、この議案について反対討論をされましたが、反対の論旨については国の法律改正について述べられておりますが、先ほど言われた反対討論の内容については国に対して言うべきであり、今回、上程された条例の制定について、ここで反対の討論をされるのは筋が違うのではないかと考えます。

今議会に上程された本議案は国の法律改正に準じるものであり、新教育長が特別職の身分

を有することから、この条例は必要であります。

以上により、本議会に上程されました議案第2号 江北町教育長の勤務時間、休暇等及び 職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、賛成討論とさせていただきます。 以上です。

〇武富 久議長

ほかに討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第2号 江北町教育長の勤務時間、休暇等及び職務に 専念する義務の特例に関する条例の制定については、原案どおり可決と決しました。

日程第4 議案第3号

〇武富 久議長

日程第4. 議案第3号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第3号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定については、原案どおり可決と決しました。

日程第5 議案第4号

〇武富 久議長

日程第5. 議案第4号 江北町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第4号 江北町行政手続条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第6 議案第5号

〇武富 久議長

日程第6. 議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償支給に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第7 議案第6号

〇武富 久議長

日程第7. 議案第6号 江北町特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第6号 江北町特別職報酬審議会条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第8 議案第7号

〇武富 久議長

日程第8. 議案第7号 江北町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第7号 江北町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案どおり可決と決しました。

日程第9 議案第8号

〇武富 久議長

日程第9. 議案第8号 江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とい

たします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第8号 江北町手数料徴収条例の一部を改正する条例 については、原案どおり可決と決しました。

日程第10 議案第9号

〇武富 久議長

日程第10. 議案第9号 上小田住宅建設工事(建築)工事請負契約の一部変更についてを 議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第9号 上小田住宅建設工事(建築)工事請負契約の 一部変更は、原案どおり可決と決しました。

日程第11 議案第10号

〇武富 久議長

日程第11. 議案第10号 上小田住宅建設工事(機械設備)工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第10号 上小田住宅建設工事(機械設備)工事請負契約の一部変更は、原案どおり可決と決しました。

日程第12 議案第11号

〇武富 久議長

日程第12. 議案第11号 上小田住宅建設工事(電気設備)工事請負契約の一部変更についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第11号 上小田住宅建設工事(電気設備)工事請負契約の一部変更については、原案どおり可決と決しました。

日程第13 議案第12号

〇武富 久議長

日程第13. 議案第12号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第12号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第5号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第14 議案第13号

〇武富 久議長

日程第14. 議案第13号 平成26年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正 予算(第3号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第13号 平成26年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算(第3号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第15 議案第14号

〇武富 久議長

日程第15. 議案第14号 平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第14号 平成26年度江北町水道事業特別会計補正予算 (第3号) は、原案どおり可決と決しました。

日程第16 議案第15号

〇武富 久議長

日程第16. 議案第15号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題 といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第15号 平成26年度江北町下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第17 議案第16号

〇武富 久議長

日程第17. 議案第16号 平成27年度江北町一般会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。7番土渕君。

〇土渕茂勝議員

平成27年度一般会計予算案に反対の意見を述べます。

第1に、政府・安倍政権は、マイナンバー制度、社会保障・税番号制度を、ことしの10月から本格実施する準備を進めています。そのための予算として、町は803万7千円を計上しています。

赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている全員に生涯変わらない番号を割り振り、社 会保障や税の情報を国が一括管理するものとなっております。

政府は、行政手続が便利になるなどと説明して、町に実施を求めていますが、多くの町民 は制度を知らない上に、膨大な個人情報を国が一手に握ることへの懸念、情報漏れの不安も 広がっています。町民のプライバシーを危うくする仕組みづくりを強引に推進することは乱 暴です。

既に社会保障番号を導入しているアメリカでは、個人情報の大量流出、不正使用が問題になっています。町民の権利を危機にさらす制度は、中止を決断し、廃止へ踏み出すべきです。 第2に、社会教育費、区分に同和対策費として63万4千円、同和教育研究会負担金3万6 千円を計上しています。

同和対策事業は、平成8年、1996年に終了し、その後は一般行政施策として差別や人権侵害に取り組むことになっており、過去に問題を起こした特定の団体に委ねるべきではありません。予算の文言を人権に統一するよう求めます。

以上、改善を求めて反対をいたします。

〇武富 久議長

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。 9番西原君。

〇西原好文議員

それでは、執行部から提出されました平成27年度江北町一般会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、いわゆるマイナンバー制度についてですが、マイナンバー制度に関することについては、負担を不当に免れることを防止し、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うなど公平公正な社会の実現、役場などに申請する際の添付書類などの削減などの国民の利便性の向上などに資することとなっております。

また、利用の範囲を社会保障や税、災害対策等、限定された事務に利用することとなっていることや、制度的には罰則規定を設けることなど保護措置があること、システム的には通信の暗号化などの対策が講じられております。

また次に、同和対策事業につきましては、現在、国、県、市町村において人権・同和問題の啓発の推進が図られております。「人権の世紀」と言われて10年以上過ぎましたが、まだまだ同和問題を初めとする人権問題は解決しておらず、今後も、行政が主体となって啓発活動を続けていくべきではないでしょうか。

以上のことから、町民サービスの向上を進めている本予算に対する私の賛成討論とさせて いただきます。

〇武富 久議長

ほかに討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第16号 平成27年度江北町一般会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第18 議案第17号

〇武富 久議長

日程第18. 議案第17号 平成27年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計予算 を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第17号 平成27年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管

理事業特別会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第19 議案第18号

〇武富 久議長

日程第19. 議案第18号 平成27年度江北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものです。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第18号 平成27年度江北町国民健康保険事業特別会計 予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第20 議案第19号

〇武富 久議長

日程第20. 議案第19号 平成27年度江北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第19号 平成27年度江北町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決と決しました。

日程第21 議案第20号

〇武富 久議長

日程第21. 議案第20号 平成27年度江北町水道事業特別会計予算を議題といたします。 本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立多数であります。よって、議案第20号 平成27年度江北町水道事業特別会計予算は、 原案どおり可決と決しました。

日程第22 議案第21号

〇武富 久議長

日程第22. 議案第21号 平成27年度江北町下水道事業特別会計予算を議題といたします。 本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第21号 平成27年度江北町下水道事業特別会計予算は、 原案どおり可決と決しました。

日程第23 議案第22号

〇武富 久議長

日程第23. 議案第22号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案は委員長報告どおり決することに賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立全員であります。よって、議案第22号 平成26年度江北町一般会計補正予算(第6号)は、原案どおり可決と決しました。

日程第24 発議第1号

〇武富 久議長

日程第24. 発議第1号 江北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

〇武富 久議長

起立多数であります。よって、発議第1号 江北町議会委員会条例の一部を改正する条例 については、原案どおり可決と決しました。

これをもって本会議に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて平成27年第1回江北町議会定例会は閉会したいと思います。これに御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇武富 久議長

異議なしと認めます。よって、平成27年第1回江北町議会定例会は閉会いたします。

午前9時44分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成27年3月20日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

局 長

書記